

規制の事前評価書

法令案の名称: _____

規制の名称: _____

規制の区分: 新設 拡充 緩和 廃止

担当部局: _____

評価実施時期: _____

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

・

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

・

<必要となる規制新設・拡充の内容>

・

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

・

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

・

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

・

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

・

<その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

・

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- .
-

【緩和・廃止】

- .

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- .

<行政費用>

- .

<その他の負担>

- .
-

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- .

<行政費用>

- .

<その他の負担>

- .

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- .

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- .

<関連する会合の名称、開催日>

- .

<関連する会合の議事録の公表>

- .

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称 : _____

規 制 の 名 称 : _____

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : _____

評 価 実 施 時 期 : _____

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

(該当理由)
•

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- .
 - <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>
 - .
 - <必要となる規制新設・拡充の内容>
 - .
-

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- .
- <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>
- .
- <必要となる規制緩和・廃止の内容>
- .

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- .
-
- ### 【緩和・廃止】
- .

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- .
 - <行政費用>
 - .
-

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- .
- <行政費用>
- .

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

.

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

.

<関連する会合の名称、開催日>

.

<関連する会合の議事録の公表>

.

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化B）

法令案の名称：_____

規制の名称：_____

規制の区分：□新設 □拡充 □緩和 □廃止

担当部局：_____

評価実施時期：_____

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げるiii～vのいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

(該当理由)
•

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体的な規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な規制内容は下位法令に委任しているもの ・ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> ・研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- .
 - <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>
 - .
 - <必要となる規制新設・拡充の内容>
 - .
-

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- .
- <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>
- .
- <必要となる規制緩和・廃止の内容>
- .

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- .
-

【緩和・廃止】

- .

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- .
-

<行政費用>

- .
-

<その他の負担>

- .
-

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- .
-

<行政費用>

- .
-

<その他の負担>

- .

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

.

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

.

<関連する会合の名称、開催日>

.

<関連する会合の議事録の公表>

.

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事前評価書（簡素化 C）

法 令 案 の 名 称 : _____

規 制 の 名 称 : _____

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : _____

評 価 実 施 時 期 : _____

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件 vi を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

_____ vi

(該当理由)

•

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの（様式2—③） <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに限界があるもの

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- .
 - <規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>
 - .
 - <必要となる規制新設・拡充の内容>
 - .
-

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- .
- <規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>
- .
- <必要となる規制緩和・廃止の内容>
- .

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- .
-
- ### 【緩和・廃止】
- .

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- .
 - <行政費用>
 - .
 - <その他の負担>
 - .
-

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- .
- <行政費用>

- ・

・<その他の負担>

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

□意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・<主な意見内容と今後調整を要する論点>

・<関連する会合の名称、開催日>

・<関連する会合の議事録の公表>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

・<上記以外の法令案>

【様式2—④】

規制の事前評価書（簡素化D）

法 令 案 の 名 称 : _____

規 制 の 名 称 : _____

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : _____

評 価 実 施 時 期 : _____

★ 本様式を利用するに当たり、下記要件viiを満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

vii

(該当理由)

・

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
vii	何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの（様式2—④） ・ 事前評価に時間を割けない合理的な理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

.

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制新設・拡充の内容>

.

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

.

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

.

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

.

2 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

.

<上記以外の法令案>

.

規制の事後評価書

法 令 の 名 称 : _____

規 制 の 名 称 : _____

規制導入時の区分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : _____

評 価 実 施 時 期 : _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

・

3 考察

・

規制の事後評価書（簡素化A）

法 令 の 名 称 : _____

規 制 の 名 称 : _____

規制導入時の区分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : _____

評 価 実 施 時 期 : _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

3 考察

•

規制の事後評価書（簡素化B）

法 令 の 名 称 : _____

規 制 の 名 称 : _____

規制導入時の区分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : _____

評 価 実 施 時 期 : _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

・

3 考察

・

規制の事後評価書（簡素化C）

法 令 の 名 称 : _____

規 制 の 名 称 : _____

規制導入時の区分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : _____

評 価 実 施 時 期 : _____

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■行政費用

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

・

3 考察

・